

## 若桜町大学生等学生生活応援ふるさと便実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、帰省することが困難な鳥取県外に住む学生等に対し、ふるさと便として若桜町の特産品等を送付する支援を行うことで、町の良さを再認識してもらうとともに、学生生活の糧としてもらうことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「保護者等」とは、親権を持つ者若しくは未成年後見人又はこれに準ずる者をいう。

### (送付対象者)

第3条 ふるさと便の送付の対象となる者（以下「送付対象者」という。）は、若桜町立若桜中学校又は若桜学園を卒業し、次の各項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成4年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者であること。
- (2) 専修学校、短期大学、大学、大学院、予備校等に在学している学生である者。
- (3) 令和2年4月1日時点で鳥取県外に居住していること。なお、住民登録が若桜町内であつても差し支えない。
- (4) 令和2年4月1日時点で保護者等の住民登録が若桜町内であること。

### (送付内容)

第4条 ふるさと便の送付の内容は、10,000円相当の町の特産品等の詰め合わせとする。

### (申込方法)

第5条 ふるさと便の送付を申し込もうとする送付対象者又は送付対象者の保護者等は、若桜町大学生等学生生活応援ふるさと便申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申し込みをもって町が住民基本台帳の閲覧により学生等と保護者等との関係を確認することに同意したものとみなし、関係が特定できないときは、戸籍謄本等当該学生等と保護者等の関係が分かる書類を併せて提出しなければならない。

3 ふるさと便の送付の申し込みは、学生等1人につき1回限りとし、申込期限は、令和2年7月31日までとする。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。